# 様式第２号（第４条関係）

　　年　　月　　日

（実施機関名）　様

開示請求者　氏　　　　名

郵便番号

住所又は居所

連絡先

個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定により、次のとおり開示請求をします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項 | □特定個人情報　□特定個人情報以外の個人情報 |
| ２　希望する開示の実施方法 | □閲覧　　□写しの交付　　□その他（　　　　　） |
| □写しの送付 |
| ３　本人の氏名等（法定代理人等による開示請求の場合） | 本人の氏名 |  |
| 本人の住所又は居所 | （〒　　　－　　　　）電話番号　　　　－　　　　－　　　　 |
| ４　開示請求者の区分（法定代理人等による開示請求の場合） | 区分 | □　未成年者（　　　　年　　月　　日生）の法定代理人□　成年被後見人の法定代理人□　任意代理人 |
| 備考　□のある欄は、該当する項目の□に✔印を記入してください。 |

※職員記載欄

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求者の本人確認 | □運転免許証　□個人番号カード□在留カード又は特別永住者証明書□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 請求資格の確認 | □本人　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□委任状・印鑑証明書□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　　　考 |  |

（説明事項）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「開示請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。なお、開示請求する保有個人情報が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）か否かが分かる場合には、その旨をご記載ください。

３　「希望する開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は市の機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

４　本人確認書類等

（１）来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、個人番号カード、在留カード又は特別永住者証明等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（２）送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(１)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による開示請求の場合

「本人の氏名等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、氏名及び本人の住所又は居所です。

「開示請求者の区分」には、未成年者の法定代理人、成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別をご記載ください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。